

入 札 説 明 書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号

4 入札第 32 号

(2) 購入物品名及び数量

第 2 6 回参議院比例代表選出議員選挙に係る参議院名簿届出政党等名称等掲示（大）ほか

第 2 6 回参議院比例代表選出議員選挙に係る参議院名簿届出政党等名称等掲示（大） 1,095 枚

第 2 6 回参議院比例代表選出議員選挙に係る参議院名簿届出政党等名称等掲示（小） 8,670 枚

*規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(3) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書（調達様式第 11 号）」を、持参、郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）又は F A X 等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書へは登録番号を必ず記載すること。

※郵送、F A X 等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕令和 4 年 6 月 2 日 17 時 00 分（必着）

(4) 物品等の納入場所及び納入期限

〔納入場所〕市町村課及び工場引渡し

〔納入期限〕令和 4 年 6 月 30 日

(5) 契約の形態

製造の請負とする。

(6) 最低制限価格

設定する。

(7) 印刷積算内訳書

提出すること。

(8) 入札期日及び場所

〔入札期日〕令和 4 年 6 月 3 日 10 時 00 分 開始

〔入札場所〕長崎県庁行政棟 1 階入札室

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室に確認すること。

(9) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第 6 号）」を下記提出場所へ令和 4 年 5 月 27 日 17 時 00 分までに F A X 等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、令和 4 年 5 月 31 日までに「質問への回答書（調達様式 7 号）」により F A X にて回答する。また、回答のうち全参加者に関する内容は物品管理室 H P に掲載する。

① 仕様書に関する質問提出場所 市町村課 選挙班

F A X 0 9 5 - 8 2 3 - 4 1 6 6 TEL 095-895-2137

(10) 入札書の記載方法

- ア 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語並びに日本国通貨に限る。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第8号）に記載すること。
- ウ 入札金額（首標金額）は訂正することができない。内訳の単価に小数以下がある場合、第2位までとすること。単価に数量を乗じて得られた金額に小数以下がある場合、当該小数は切り捨てること。首標金額と内訳の単価に数量を乗じて得た金額の合計金額が異なる場合、首標金額を入札金額として採用する。
- エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- オ 入札者が代理人である場合は、「委任状（調達様式第9号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

（※入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。）

【注意事項】

- ・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札番号、入札物件名を記入し提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は長崎県知事として下さい。

(11) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。

ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

- ①2,000万円以上
- ②2,000万円未満500万円以上
- ③500万円未満

(12) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札をしたとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが

明らかである者が入札したとき。

ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

コ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が確認できないとき。

サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

ス その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(13) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ最低制限価格以上の価格をもって申し込んだ者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

・入札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定です。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合があります。

よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、入札書（4枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。

(14) 入札書及び契約書の作成等

ア 入札書及び契約書の作成及び提出に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

イ 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書（調達様式第106号）」を提出すること。

ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(15) 競争入札の参加資格

ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和4年6月1日現在で有していること。

なお、「印刷」の登録者に限るものとする。

エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。

オ 長崎県印刷物調達制度合理化対策要綱第6条に定める等級がA、B又はCの者であること。

カ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

キ この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基

つき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

〔名 称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電 話〕 095-895-2881

印刷物発注仕様書(ポスター類用)

発注課 情報	起案番号	R04-02520-00014		年 月 日	番 号		
	所属	市町村課		※物品管理室記入欄			
	電話	095-895-2133 (内線: 4454)					
	担当	豊増春香		業 者			
品 名	第26回参議院比例代表選出議員選挙に係る参議院名簿届出政党等名称等掲示(大)						
形 態	その他						
部 数	1,095 枚						
規 格	1,410mm × 1,050mm 片面						
作成方法	方法[入力] ページ打[無] 写真本画像処理[無] アウトライン処理[無]						
刷 色	《表》	《金色》		《裏》			
	1色刷	無					
紙 質	《種類》	《厚さ》		《色》	《再生紙/白色度》		
	上質紙	135kg			総合評価値80以上		
加 工	なし						
写 真	白黒	0	カラー		0		
イラスト	県保有のイラスト	0	業者にて作成するイラスト		0		
デザイン	無						
仕分作業	有: 22箇所						
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷内容については、別紙「参議院名簿届出政党等名称等掲示」作成仕様書のとおり ・なお、作成仕様書③PDFデータ(CD)にかかる費用は、①(大)に含めて見積もること。 ・各市町ごと(別表1数量内訳表のとおり)に仕分け・梱包し、21市町分については、郵送に十分耐えうる梱包にすること ・以下の場合には、契約の変更を申し入れる場合があること <ul style="list-style-type: none"> ①印刷の不具合により選挙準備に支障が生じるおそれがある場合 ②選挙期日が令和4年7月10日以外となった場合 						
納入場所	市町村課及び工場引渡し						
校正	初 校		二 校		三 校 以 降		納品
	提出 月 日	完了・校了 月 日	提出 月 日	完了・校了 月 日 印	提出 月 日	完了・校了 月 日 印	

◎受注業者の方へ

直接請求課に納品し、検収を受けてください。

(検収時にこの仕様書を必ず提示してください。)

印刷物発注仕様書(ポスター類用)

発注課 情報	起案番号	R04-02520-00014		年 月 日	番 号		
	所属	市町村課		※物品管理室記入欄			
	電話	095-895-2133 (内線: 4454)					
	担当	豊増春香		業 者			
品 名	第26回参議院比例代表選出議員選挙に係る参議院名簿届出政党等名称等掲示(小)						
形 態	その他						
部 数	8,670 枚						
規 格	400mm × 420mm 片面						
作成方法	方法[入力] ページ打[無] 写真本画像処理[無] アウトライン処理[無]						
刷 色	《表》	《金色》		《裏》			
	1色刷	無					
紙 質	《種類》	《厚さ》		《色》	《再生紙/白色度》		
	上質紙	135kg			総合評価値80以上		
加 工	なし						
写 真	白黒	0	カラー		0		
イラスト	県保有のイラスト	0	業者にて作成するイラスト		0		
デザイン	無						
仕分作業	有: 22箇所						
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷内容については、別紙「参議院名簿届出政党等名称等掲示」作成仕様書のとおり ・各市町ごと(別表1数量内訳表のとおり)に仕分け・梱包し、21市町分については、郵送に十分耐えうる梱包にすること ・以下の場合には、契約の変更を申し入れる場合があること <ul style="list-style-type: none"> ①印刷の不具合により選挙準備に支障が生じるおそれがある場合 ②選挙期日が令和4年7月10日以外となった場合 						
納入場所	市町村課及び工場引渡し						
校正	初 校		二 校		三 校 以 降		納品
	提出 月 日	完了・校了 月 日	提出 月 日	完了・校了 月 日 印	提出 月 日	完了・校了 月 日 印	

◎受注業者の方へ

直接請求課に納品し、検収を受けてください。

(検収時にこの仕様書を必ず提示してください。)

「参議院名簿届出政党等名称等掲示」作成仕様書

1. 規格、紙質及び枚数

名称	規格	紙質等	枚数 ^{※1}
①参議院名簿届出政党等名称等掲示（大）	別紙のとおり （片面、1色刷） （黒色インク ^{※2} ）	白色 上質紙 135 kg	1, 095
②参議院名簿届出政党等名称等掲示（小）			8, 670
③参議院名簿届出政党等名称等掲示（A3判縦） PDFデータ（CD） ^{※3}			1

※1 ①は長崎市、佐世保市、諫早市及び対馬市、②は長崎市及び諫早市の名称を入れたものの合計（内訳は別表1のとおり）。

※2 印刷に使用するインクは、退色、変色しない良質のものとする。

※3 ③の市町名は空欄とする。なお、③にかかる費用は、①に含めて見積もること。

2. 納入期限および納入場所

(1) 納入期限 令和4年6月30日（木） ※選挙期日が令和4年7月10日となった場合。
選挙期日が上記以外となった場合は、別途協議の上、納期を変更するが、納期の変更に伴う契約金額の変更は行わない。

(2) 納入場所 「別表1」のとおり。ただし各市町分については、検収後、上記納入期限までに発注者が依頼した運送業者に渡すものとする。よって見積金額には、発送料は含めないこと。

3. 注意事項

(1) 各工程の期限は「別表2」のとおり
ただし、予定された工程期間内に印刷が終了しない場合等は、受注者の通常の勤務時間以外の日時に印刷をするよう指示することがある。

(2) 受注者は、上記印刷物に係る連絡責任者を一人選任し、連絡責任者を通じて協議が行えるよう、休業日等でも常に連絡ができる体制にしておくこと。

(3) 納品後、汚れやかすれ、枚数の不足、その他受注者の過失により、使用できない印刷物が発見された場合は、受注者の責任において、指定する期限までに必要な枚数を印刷すること。

(4) 当該印刷物は、公職選挙法に基づき掲示するものであるため、印刷物に瑕疵がある場合や納品が遅れたため期限までに掲示できなかった場合等には、選挙無効の原因になるので、注意事項の全てを作業に従事する者に周知しておくこと。

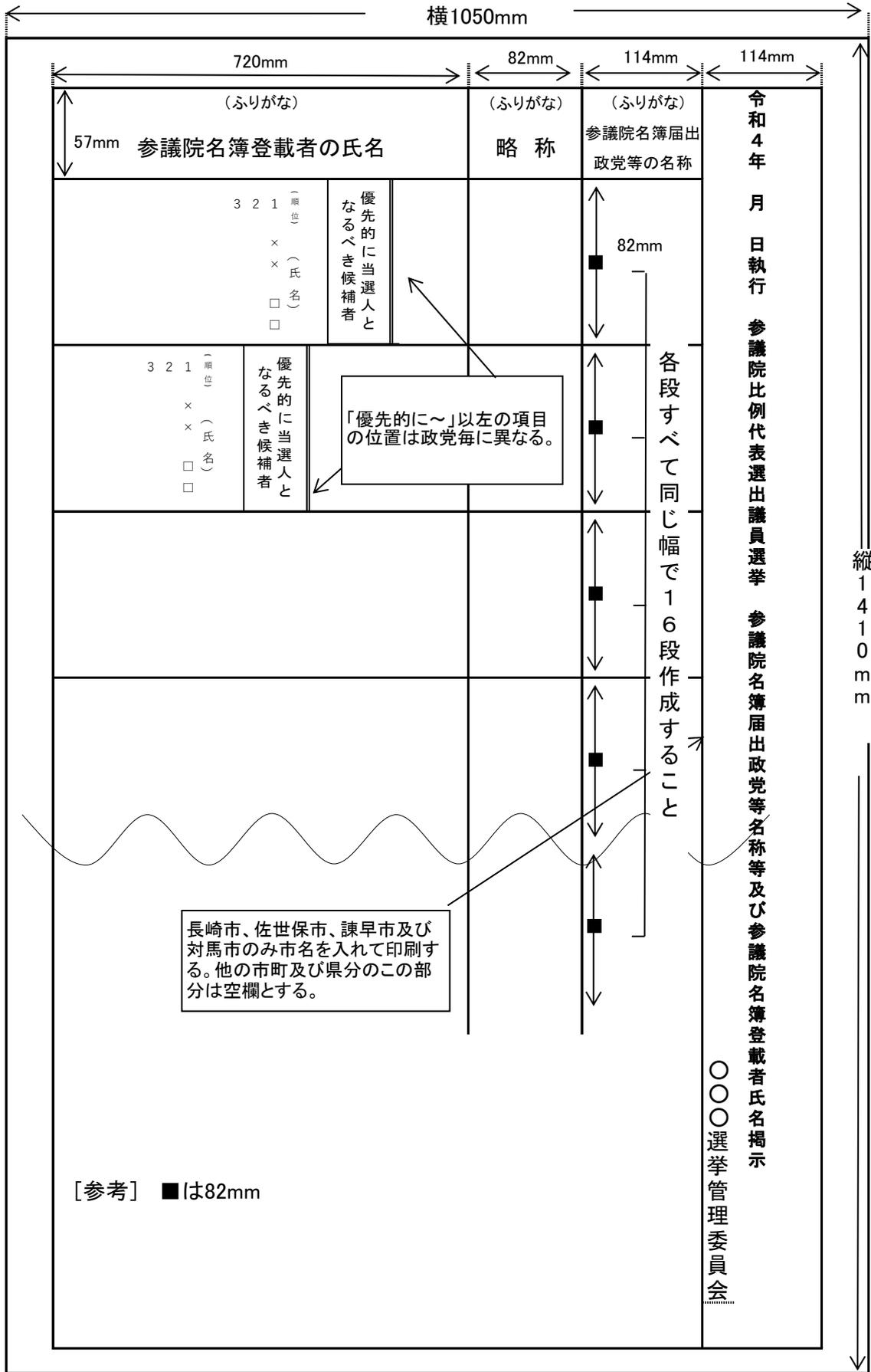
(5) 全ての工程において異常が発生したり、不明なことが生じた場合は市町村課選挙班（長崎県選挙管理委員会）に必ず連絡し、指示を受けること。

(6) 名簿届出政党数の増減による契約金額の変更は行わないこと。

(7) 契約後は、受注者の都合により当該印刷物にかかる契約を解除することはできない。

(8) 受注者の責任に帰する理由により、納入期限までに間に合わず、選挙準備に支障が生じるおそれがあることが明らかなきは、当該印刷物にかかる契約を解除することがある。

参議院名簿届出政党等名称等掲示(大) 仕様書



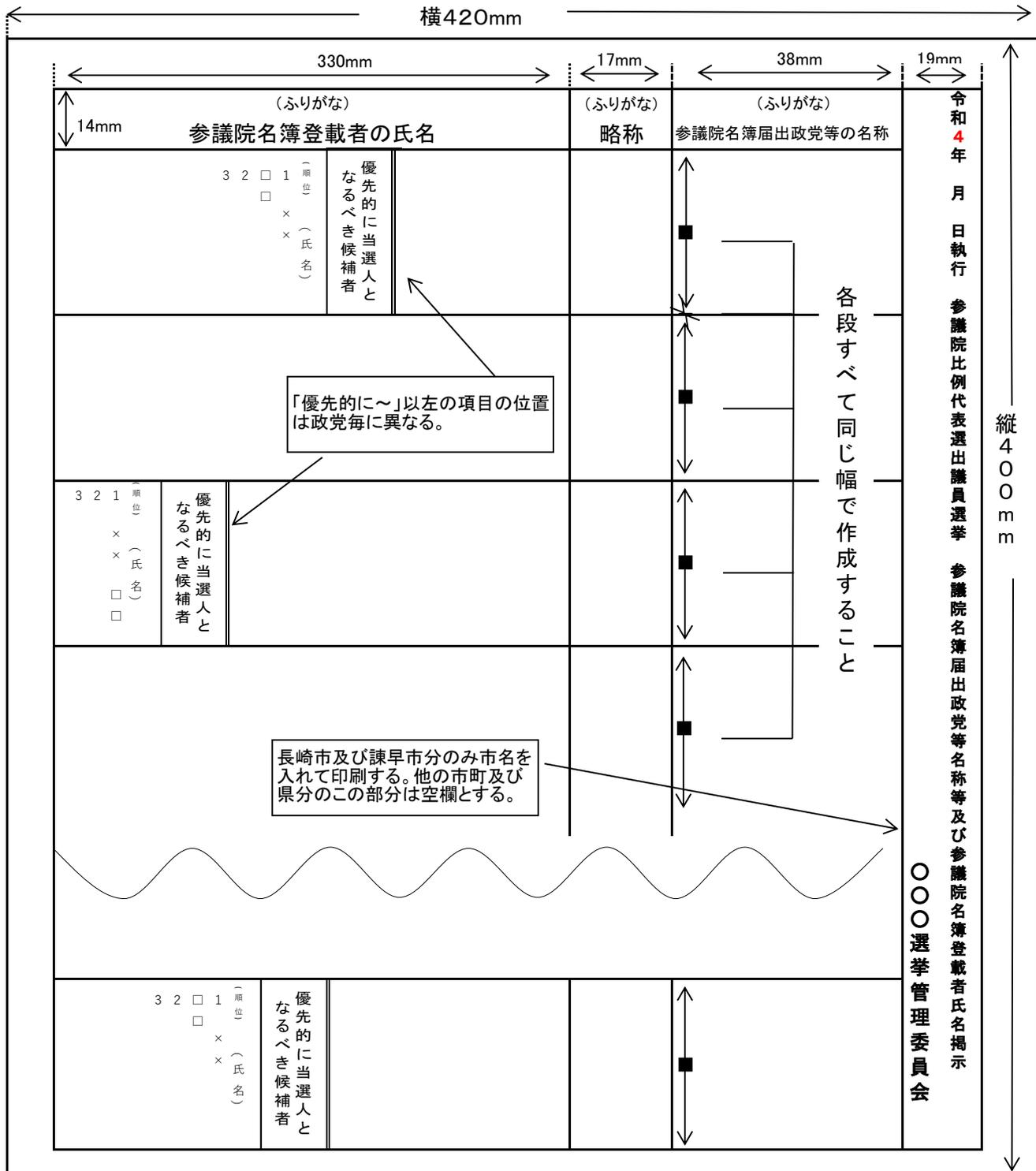
- 1 規格 縦1410mm × 横1,050mm
- 2 紙質 白色、上質紙135kg
- 3 文字体、インク ゴシック体、文字・枠ともに黒色(片面・1色刷)
- 4 数量 別紙のとおり

5 その他

- ① 「令和4年 月 日執行」の空欄に入る日付については、判明次第通知する。
- ② 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」、「参議院名簿登載者の氏名」は、**参議院議員通常選挙の公示日の20時過ぎに通知**するので、その通知に従って記載すること。
- ③ 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」、「参議院名簿登載者の氏名」については**縦書きとし、ふりがなを付すこと。**
- ④ 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」、「参議院名簿登載者の氏名」**字の大きさは全て同一とすること。**
- ⑤ 長崎市、佐世保市、諫早市及び対馬市のみ「選挙管理委員会」の部分に市名を入れて印刷し、その他の市町及び県分については、市町名は入れず「選挙管理委員会」のみにして印刷すること。
- ⑥ 市町分と市町村課納入分に仕分け、梱包し、市町分については市町村課が依頼した運送業者に引き渡すこと。
- ⑦ **届出政党数が16以下のときは、当該政党数の段数で裁断し、下部に余白ができるように貼り合せること。**
- ⑧ **用紙については、規格に合わせて貼り合せ可とする。**

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	令和4年 月 日執行 参議院比例代表選出議員選挙 参議院名簿届出政党等名称及び参議院名簿登載者氏名揭示 ○○○選挙管理委員会
1 (順位) 〇谷〇美 (氏名) 優先的に当選人となるべき候補者 〇山〇男 〇山〇子	※こめほしとう ☆党	〇〇××党 〇×党	
※同じ文字の大きさとすること (ふりがなも同じ)			

参議院名簿届出政党等名称等掲示(小) 仕様書



- [各段の幅] 12党以下の場合 ■は31mm
 13党の場合 ■は29mm
 14党の場合 ■は27mm
 15党の場合 ■は25mm
 16党の場合 ■は23mm

- 1 規格 縦400mm × 横420mm
- 2 紙質 白色、上質紙135kg
- 3 文字体、インク ゴシック体、文字・枠ともに黒色(片面・1色刷)
- 4 数量 別紙のとおり

5 その他

- ① 「令和4年 月 日執行」の空欄に入る日付については、判明次第通知する。
- ② 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」、「参議院名簿登載者の氏名」は、**参議院議員通常選挙の公示日の20時過ぎに通知**するので、その通知に従って記載すること。
- ③ 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」、「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとし、ふりがなを付すこと。
- ④ 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」、「参議院名簿登載者の氏名」の文字の大きさは全て同一とすること。
- ⑤ 長崎市及び諫早市分のみ「選挙管理委員会」の部分に市名を入れて印刷し、その他の市町及び県分については、市町名は入れず「選挙管理委員会」のみにして印刷すること。
- ⑥ 市町分と市町村課納入分に仕分け、梱包し、市町分については市町村課が依頼した運送業者に引き渡すこと。
- ⑦ **届出政党数に応じて、各段を指定の幅とすること。**
 12党以下の場合 ■は31mm
 13党の場合 ■は29mm
 14党の場合 ■は27mm
 15党の場合 ■は25mm
 16党の場合 ■は23mm

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出政党等の名称	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>1 (順位) ○谷 (氏名) ○美 まるたに まるみ</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>優先的に当選人となるべき候補者</p> <p>○山 まるやま ○男 まるお</p> <p>○山 まるやま ○子 まるこ</p> </div> </div>	<p>※ ☆ 党 こめほしとう</p>	<p>○ ○ × × 党 まるまるかけかけとう</p>	<p>令和4年 月 日執行 参議院比例代表選出議員選挙</p>
<p>※同じ文字の大きさとすること (ふりがなも同じ)</p>			
	<p>※ ☆ 党 こめほし</p>	<p>○ × 党 まるかけとう</p>	

(別表1) 数量内訳表

市町名等	枚数		
	届出政党等 名称等掲示 (大)	届出政党等 名称等掲示 (小)	届出政党等 名称等掲示 (A3判縦) PDFデータ(CD)
長崎市	185	2,600	
佐世保市	125	1,100	
島原市	34	200	
諫早市	90	1,200	
大村市	35	350	
平戸市	45	150	
松浦市	28	100	
対馬市	115	400	
壱岐市	40	200	
五島市	85	500	
西海市	50	300	
雲仙市	42	330	
南島原市	58	460	
長与町	20	130	
時津町	9	80	
東彼杵町	10	45	
川棚町	15	50	
波佐見町	7	50	
小値賀町	6	60	
佐々町	10	60	
新上五島町	70	250	
市町計	1,079	8,615	
県(市町村課)	16	55	
合計	1,095	8,670	1

(別表2) 印刷工程について

	氏名掲示(大)	氏名掲示(小)	PDFデータ
データ渡 (Microsoft Word)	※ ¹ 6月22日(水) 夜		
校 正	6月22日(水)		6月22日(水)
印刷開始	6月23日(木)		
納 品	6月30日(木)		

※上記日程は、令和4年7月10日(日)に第26回参議院議員通常選挙が執行されると想定した日程であり、選挙期日に変更した場合は、発注者と協議の上、工程を変更するものとする。

※¹「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」、「参議院名簿登載者の氏名」のデータについては、掲載順をくじで決定した後、20時以降にメールとFAXで送信する予定。

※送信するデータのとおり、上段から順に掲載し、作成すること。